

山田欣吾著

『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』

『国家そして社会——地域史の視点』

佐々木博光

本書は、昨年一橋大学経済学部を定年退官された山田欣吾氏が、これまで執筆した論稿に三本の初出論文を加えてまとめたものである。すべての論文が、折々の機会に完結した作品として書かれたものである。しかしながら、評者は、本書が一個の独立した書物としてじゅうぶん自己主張しうるものと考えている。おそらくそれは、著者が、国家なき時代の国家史をいかに記述すべきかという、西洋前近代の研究を志す者ならばだれでも一度は突きあたるであろう大問題を一貫して真摯に受けとめてきたからにはかなるまい。したがって、この全体を通底する問題意識を見失わないように論評を進めることにしたい。

「I 教会から国家へ——「世俗化」過程としてのヨーロッパ  
 国家形成史——は、第一巻『教会から国家へ——古相のヨーロッパ』の全体に展望を与える。ここでは、E・W・ベッケンフ  
 ェルデの「世俗化の過程としての国家の成立」のモチーフに依拠

しながら、ヨーロッパの国家形成史が政治ないし国家の「脱宗教化」「世俗化」の過程として把握される。歴史学者が「フランク帝国」とよぶ国は、ビザンツやイスラムの国家と対比すれば、およそ「国家」の名に値するかどうかすら怪しい。それは、同時代人の理解に従うならば、「エクレシア（神の御国）教会」にはかならなかつた。したがって、国家なき時代の国家史の第一段階（叙任権闘争までの時期）は、聖俗未分離の神の御国から俗権が自らを「政治」の領域に限定していく過程として構想される。そのことは、第一巻のタイトル『教会から国家へ』（傍点評者）が端的に語るところでもある。

国家の「世俗化」というモチーフを関して一言。そもそも、なら「宗教」ないし「疑似宗教」をもたない国家がはたして存立しうるものなのか。すなわち、国家形成史の叙述は、「世俗化」過程としてではなく、普遍宗教が別種の「宗教」によって代替される過程として構想されるべきものではないのだろうか。

「II 「教会」としてのフランク帝国——西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために——」において、「フランク帝国」が聖俗未分離の神の御国であったことが確認される。キリスト教以前の諸制度、統治機構をローマ帝国から継承したビザンツでは、聖職者は帝国の国制のなかでなんら重要な役割を演じえなかつた。これに対して、フランクにおいては、行政（宮廷司祭、官房長、國王巡察使）・財政（教会領収公、教会十分の一税）・軍事（軍役奉仕義務・その他（國王の即位手続き、王国集会の中心的構成員）のあらゆる「国家生活」の領域で聖職者がむしろその中心的な担い手として活動していたことが例証される。つぎに、ビ

ザンツとのこのような著しいコントラストを理解するために、西ヨーロッパ初期中世社会の三つの特色が指摘される。①当時の人々がイメージする政治「世界」が「教会」であったこと。例えば、「王にして司祭」なる表現 ②教会が先進的な領土制形成者であったこと ③行政に不可欠な文字文化の聖職者による独占。そして、以上の考察より、いわゆる「フランク帝国」は、政治化された宗教共同体にはかならなかったという結論が導かれる。こうして、カールの治世末期いこう顕在化する聖俗権力間の関係いかなという問題を、聖俗の原理的な分離ではなく、両者の相互乗り入れ関係の調整という形でしか立てられなかったこの社会の特異な体質がより自然な形で理解される。

ここでは、西ヨーロッパ初期中世社会を理解するうえで、政治的権力と宗教的権威を分離的に前提してきた感の強いわが国の研究動向が批判されると同時に、「フランク帝国」を「未熟ながら官僚制的・集権的な統治体制をとる君主制国家」というイメージで語ってきた十九世紀らしいの古典学說的国制史に痛烈な肩すかしがくらわされている。

「Ⅲ カロリング時代時代の十分の一税」では、「租税」という側面からフランク王国の「国家性」が問題視される。「十分の一」給付は、五八五年のマコン教会会議の決定によってその納付義務がはじめて教会の制教権によって強制される。さらに、七七九年のカールのヘルスタル勅令によって十分の一税ははじめて人民一般の法的義務と定められた。カロリング時代時代の立法史料によるかぎり、十分の一税の制度は、「統一的教会組織」を基礎とした一般租税のシステムとして構想され、実施をはかられた。しかし、

この時代には早くも十分の一税の徴収実態はたてまえ上の制度からかけ離れ、のちに顕著になる十分の一税の領土権力がすでに進行していたことも窺える。そして、その契機として私有教会制の浸透と修道院の十分の一税徴収にたいする要求に関税がなされる。

およそ国家の名に値するような租税が教会を通じていがい徴収しえなかったという指摘は、フランク王国の特質を考えるうえで重要である。あえて難を言うとするれば、「財政」に関する言及がほしかったように思う。著者も、十分の一税が「基幹的な財政措置そのものであった」(一〇九頁)という認識に立っている。しかし、十分の一税の配分に関して規範的な文書の伝えるところによれば、この税が王権の「財源」に還流するような、なにがしかのシステムはまったく見えてこない。おそらく、第Ⅱ論文の教会領収公や移動する宮廷の宿営と給養のための物質奉仕(二六一―七頁)などがこれにあたるのであろう。この点に関するさらに踏みこんだ言及がここでなされ、フランク王国の「財政」の程度が問題にされていけば、著者のテーゼもいっそう説得力を増したように思われる。

「Ⅳ 西ヨーロッパ初期中世の修道院蔵書」は、他の重厚な論稿と趣をすこし異にし、エッセイ仕立てになっている。ここでは、聖職者による文字文化の独占が、「教会」としての「フランク帝国」の成立要件たるものがあらためて強調される。まず、この時代の修道院蔵書の数が約六〇〇冊とおさえられ、その内容が概観される。それによると、初期中世の修道院蔵書は救いがたい偏りと狭さを示すにもかかわらず、それは同時代の人々にとっては十分に全体的なものであった。「この六〇〇冊の全体性に照り返さ

れるとき、書物の時代における一〇〇万冊のペンシスティックな部分性は一体何を意味しているのであろうか(一九一頁)という件に、著者の歴史観が垣間見えるようで興味深いと感じるのは評者のみであらうか。

以下三篇の論稿は東王国の国制史上の諸問題を扱う。「V 国王・大公・教会——カロリンガー後期からオットーネン初期の国制をめぐって——」は、註(一)にあるように、著者が二十三年前に発表した第Ⅶ論文において、「太公領」展開の起点において「部族太公領」なるものの理解が、現下の研究状況ではもはや通用しなくなっているという認識のもとに執筆されている。この分野において、まさに「革命的」な見解をうち出したのはK・F・ヴェルナーであった。ヴェルナーによれば、じゅうらい「部族」とよばれてきたものは、フランクの行政上の単位、すなわち「諸分国」の連続にすぎない。この分国全体について国王を代理したのが頭領であった。彼らは当該領域で正当に職務を執行したカロリンガーの官人の相続人たちであり、「部族」と不可分な関係にある「部族大公」などとよぶものではなかった。そして、以下では、この「諸分国構造論と頭領制成立論」とをリンクするヴェルナーの見解を基本線とし、初期ドイツ王国の国制の展開が詳述される。まず、初期東王国の概観を通じて、そこに一貫してヴェルナーのいう「諸分国構造」が連続しているのが確認される。しかし、それに続く記述は評者には解せない。「それら分国は、決して部族団体などではなく、……多少とも部族混合的な、または部族複合的な政治・行政的形成体であった」(二二三頁)。部族混合的、部族複合的なるタームは、部族なるものの存在があらかじめ前提さ

れているような印象を与え、著者の戦略にとってマイナスとなるのではなからうか。また、混合的、複合的ということと部族がなかったということとは、ほんらい無関係な概念である。部族とは、社会学的な概念であって、けっして生物学的な概念ではない。このような問題が生じるのは、著者が部族という概念になんら定義を与えていないことに原因があるように思える。ただし、分国が為政者の都合によって境界が容易に変更される政治・行政的な形成体以上のものでなかったことは、国制レヴェルの分析からここである程度確認しえたと見てよからう。つぎに、コンラート一世、ハインリヒ一世、オットー一世時代の国制が扱われる。これを略記するならば、以下のようなになる。司教勢力の支援。頭領との対決とその失敗。王国の解体(コンラート一世)。頭領Ⅱ大公位の承認および彼らとの協調。教会の保護・支配者。王国の再建(ハインリヒ一世)。大公位の王族への限定とその破綻↓国王直属の「王国司教」(大公権に対する対重)の創出。いわゆる、「帝国教会体制」(オットー一世)。

ここでは、錯綜する初期ドイツ王国の権力構造が見事に把みだされている。同時に、「部族」ないし「部族大公」なるドイツ中世史学をながらく支配してきた概念が、もはや叙述のなかにまったく姿を見せないことも注目し値しよう。これらの概念がなくとも、いやむしろないほうが、初期ドイツ王国の国制をよりよく理解できることを、著者は示唆しようとしているのではなからうか。そして、この狙いは十分に達成されていると評者は見る。ただし、ある概念を使用せずとも歴史の叙述が可能であるということが、その概念の示す実体が存在しなかったということの証明になると

は考えられない。その意味で、著者の「部族」概念に関する理解が聞かれなかったのがやはり惜しまれる。

「Ⅵ 「ドイツ国」のはじまり——リーグナム・テウトニクム概念の出現と普及をめぐって——」では、E・ミュラー・メルテンスの発表した著書（一九七〇年）をめぐる論争が扱われる。ミュラー・メルテンスの功績は、「ドイツ王国」、「ドイツ国王」なる名辞の出現・普及過程を丹念に調査することによって、これらの名辞が、叙任権闘争期にグレゴリウスの官房によって、皇帝支配をドイツとよばれる地域に限定するために意図的に使用され、その後ドイツ内の反皇帝派に受容されたことを明らかにした点にある。彼のテーゼは現在でもたかく評価されている。ただし、そのさい彼が切り捨てた三点の史料に関して、その後H・ポイマンによって復権の要求がなされた。そのうち二点は、真正が保証されたとしても、ドイツ外の地域に属するため、彼のテーゼに底触するものではない。ここでは、『ザルツブルク大編年誌』の九二〇年の項に見られる「ドイツ人の王国」の同時代性が問題となる。ミュラー・メルテンスは後世の改変を主張したのであるが、これに対して、ポイマンは文献学的な考証によって異議を唱えた。著者は、後世の改変説を主張することはむしろかしくなったという意味で、ポイマンの主張に軍配をあげた。では、この異例にはやい「ドイツ王国」なる記事をいかに解釈すればよいのか。この点に関して著者がその歴史的評価について態度を留保したことに批判がなされたが、これに対して、第Ⅴ論文の註（一三三）に著者の理解が示されている。まず、著者は、この「ドイツ人の王国」という言葉を十一世紀以降、近代にまでつながら「ドイツ王国」の

意味で理解することは許されないという態度をとる。そして、余り意味のある試みではないと前置きしたうえで、『編年誌』の「ドイツ人」が指示しうる対象をあえて求めるとすれば、「バイエルン人」以外にはないという結論を下す（二七〇頁）。

「Ⅶ 十一十二世紀ドイツにおける太公領の展開——領邦国家成立史への予備的考察——」では、太公領の発展・変貌の諸階梯をたどることにより、領邦支配体制形成の出発点なしは成立の画期を確めることが企図される。では、いかなる要件を満たしているとき、それを領邦支配体制と認定しうるのであるか。①権力の在地性 ②ラントおよびランデスヘルの国法上の自律的な地位 ③一つのラント法の存在。この基準に照らすとき、頭領制太公領（原文は部族太公領）、領主制的太公領（例えば、ザーリアーやツェーリンガーの名譽太公領）の段階は、領邦支配体制とはよびえない。この意味で、一一五六年の小特権状は太公領の歴史にとつてまさに画期的であった。この証書によって、オーストリア太公領（典型的な領邦的太公領）は②の要件を保障され、さらに裁判高権が太公に賦与されたことで他の高級貴族たちの陪臣化への法的契機がつくりだされ、③の要件を満たすための基礎も置かれた。そして、小特権状のほんらいの意義は、それが、バーベンベルガー辺境伯により長期の努力を通じてつくり上げられたランデスヘルシヤフトの確証証書であった点に求められる。

「Ⅷ 「叙任権闘争」とレガリア——パスカリス二世の特権状（一一二一年）を中心として——」では、「叙任権闘争」の最終局面で皇帝側から導入されたレガリア概念の分析を通じて、第一論文で示唆された「国家」の「世俗化」過程の第一段階が具体的に

たどられる。教会が所有するレガリアは、「国王に由来する」諸財、諸権であるから、司教交替の度ごとにそれは国王から「叙任」という有式行為をもって授権されなければならず、授与されたレガリアに対して、誠実誓約と臣従礼をなすのはその手続きの不可欠の一環なのだ。これが、シャロン・シュル・マルヌ(一一〇七年)の会合におけるドイツ国王代表団の論法である。ここでは、「叙任権」の正当性はレーン制的に解釈されており、「王にして司祭」たる神権的君主の教会支配権といった主張はもはや問題とされない。すでに闘争のこの局面では、帝権は、問題を世俗法の領域にシフトすることによって自らの教会支配の要求を正当化せざるをえなくなっているわけである。しかし、レガリアをめぐる理解には、当時イタリアとドイツで大きな隔りがあった。一一一年二月、教皇パスカリス二世は、レガリアを皇帝に返還し、これに対応して皇帝は「叙任権」を放棄するという大胆な提案を行った。そのさい、パスカリスは「奉納財および明らかに王国に属さない永代所領」をレガリアから区別した。彼にとつて、レガリアは「王国に帰属」するものであり、この場合の「王国」とは超人格的・制度的に理解されている(イタリア的理解)。したがって、それは、個々の国王も「永代権」で譲渡しうる性質のものではなく、国王の交替の度に「叙任」をもって更新されなければならぬ。ところが、一方には俗人「叙任権」をくり返し禁止してきた教皇権の立場があった。パスカリスの提案はドイツ聖俗諸侯の反対で流産する。ドイツではレガリアは「国王に由来する」財・権の全体と理解されており、それを放棄するということは文字通り教会を貧困化することにほかならなかつたからである。さらに、

教皇側がレガリアを不可譲の国家権としてとらえることに固執した背景として、「教会国家(＝聖ペテロのレガリア)」をそうした不可譲の権利として主張していたことが指摘される。このように見ると、ヴォルムス協約の内容が一一一年の交渉の線上に浮んでくる。皇帝は、「叙任権」を放棄するかわりに、教会に対する世俗的支配権(臣従礼と宣誓行為)を貫徹できたし、教皇は、「教会国家」の最高の世俗君主たる地位を承認されたのである。

ここでは、複雑な「叙任権闘争」の経過が、レガリア概念を軸として見事に解きあかされている。同時に、「国家」の「世俗化」過程の究明という課題も、十二分に達成されていると評者は見る。さらに、イタリアとドイツにおけるレガリア理解の相違という指摘は、第Ⅵ論文のミューラー・メルテンスの主張と重ねてみると、いっそう興味深い。「叙任権闘争」期のドイツにも、例えばラムペルト・フォン・ヘルスフェルトのように、王国を国王とは異なる別個の人格とみる編年誌記者が現れる。しかし、ラムペルトの意味におけるドイツ王国概念が、この言葉の普及に果たした役割は限られていた(二九〇—頁)。「世俗化」の端緒についたとはいっても、その「国家」なるものの内実は、超人格的な制度的基盤を備えるようなものではなく、国王の人格によって維持されるどころの統合体の域を超えてはいないことを、著者が暗示しようとしているものと評者は受けとめた。それでは、ほんらい国家とよびうるようなものは、一体いつ、いかなる局面で出現するのか。第Ⅶ論文で、国家を体現したものが、領邦の太公領であろうことが示唆されているが、それは第Ⅱ巻の課題となる。

「Ⅰ 国家史を記述すること——Verfassungsgeschichte について」

いて——」では、ドイツ中世國家をいかに記述すべきかという問題を模索するために、現代(本稿の初出は一九七〇年)のドイツの代表的中世史家たぎにより「Verfassungsgeschichte」[國制史]なる概念が、どのように構成されているかが吟味される。W・シムレンガーは、「ドイツの Verfassungsgeschichte とはドイツ民族(Volk)の政治的秩序(politische Ordnung)の歴史である」と定義する。そして、彼にとって「政治的秩序」とは、國家なき時代も國家の時代も一つに貫いて「國家史」を成りたしたしめるような基礎概念にはかならない。著者は、この「政治的秩序」なる概念を解析することにより、Verfassung とは政治の観点からみた当該共同社会(ゲマインシャフト)の総態であるという規定に達する。つぎに、O・ブルンナーの著者(一九三九年)が考察される。彼は中世 Verfassungsgeschichte 研究を「民族秩序(Volksordnung)の歴史」と名づけ、「内的な民族秩序の具体的叙述」[「政治的行為のなされる具体的秩序の即対象的な叙述」]を指向する。そして、それは、特殊近代的な概念装置を放棄し、史料そのものから引きだされる概念によって構成されることで達成される。ここに、「國家」の的に関心をしばってききたじゅうらいの Verfassungsgeschichte 研究と異なり、ブルンナーの先進性がある。そして、彼の中世的政治構造の記述が相対的に成功していることを著者も認める。しかし、それは、単なる言葉選びの問題などではなく、むしろ、彼の目にじゅうらいの概念装置の時代被拘束性を鮮明にとらえしめ、それを「近代的」と性格規定せしめた立場、彼にとつての「現在」の立場を問うことよってしかつかめない、と著者は指摘する。

この論稿で、ブルンナーが、戦後の新版で若干のタームを削除・修正していることを指摘したのも著者の大きな功績であろう。近年、「歴史学科」の歴史が問われている。なかでも、ナチズムに対する歴史家ツンフトの対応には特に多大な関心が寄せられており、多くの歴史家が、己れの学問的な原理を損うことなく、概念問題設定、価値観の点で時代精神に譲歩したことが指摘されている。ブルンナーはその代表例としてしばしば言及されるのだが、そうだとすれば、われわれは、著者の指摘する時代被拘束性と同時に、彼のツンフト被拘束性をも念頭に置く必要があるのではなからうか。

「II 十二・十三世紀のドイツ國家——諸侯制的國制への発展——」の初出は、概説的な性格の強い書物への寄稿である。叙任権闘争の結果、教会という最良の行政手段を失った皇帝の帝國國制再編の試みとその挫折が描かれる。略記すれば、以下のようなろう。バルバロッサのもとでの帝國のレーン制的再編と帝國領國形成政策↓「ハインリヒ獅子公の裁判」(一一七九—八〇年)と授封強制。帝國諸侯身分の閉鎖化↓帝國諸侯の自立化と諸侯制的國制↓ハインリヒの「帝國世襲計画」の挫折とフリードリヒ二世の諸侯法。こうして、權力の重心は完全に個々の帝國諸侯に移った。著者は、第I論文で、Verfassung とは「政治の観点からみた当該共同社会の総体である」という規定を把みとった。したがって、國家なき時代の國家史の記述は、すでに帝國の解体が決定的となった段階では、地域の自律的な権力が成長していく過程として構想されることになる。それは、第II卷の副題「地域史の視点」が語るところでもある。

「Ⅲ 十二・十三世紀中東ドイツのブルクグラーフ制」では、ニュクtaufエン王によって帝国領国政策の一環として中東ドイツに導入されたブルクグラーフ制度の盛衰を軸に、帝国領国政策の挫折とランデスヘルによる領国形成の進展の跡がたどられる。著者は、ブルクグラーフの任務ないし職権の考察を通じて、ブルクグラーフンシャフトなる制度は、基本的には國王によって導入されたラントの基礎的統治区分であり、ブルクグラーフが一般住民に対する行政・司法的支配権限を授けられたことを明らかにする。しかし、王統の断絶などにもない政策の一貫性が確保されなかつたために、ブルクグラーフはランデスヘルに対する従属性を増す。そして、それは、ランデスヘルの諸城郭を中心にして新たに編成されたフォークタイ制なる統治組織によって代置され、最終的には消滅という運命をたどることになる。

以下三篇は、著者の留学中になされたヒルデスハイム司教領国に関する研究成果である。著者のヒルデスハイムとの出会いは第Ⅱ巻の「あとがき」に詳しい。「Ⅳ ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策(一二二一—一二四六年)」では、領国形成史上画期と評されるコンラート二世の統治活動が扱われる。コンラートは、領内ミニステリアーレンの反抗ないし自立領主化への努力をうち砕くことから始めて、領国を順次東と西と北にむかつて固めていった。そのさい、皇帝と教皇の權威を背景として領外勢力を牽制しながら、領内有力者の權益を買収その他の手段でとり戻すという策がとられた。さらに、彼は積極的な城郭政策の推進者でもあり、新建設ないしとり戻された諸城郭を中心に、様々な統治任務を果たしたことが証書発行地の分布から確認され

る。

「Ⅴ 十三世紀中葉のヒルデスハイム司教領国」では、コンラート辞任後の司教領国の動向が描かれる。司教座聖堂参事会によって選出されたハインリヒは、自らの甥を推す領内最有力者ブラウンシュヴァイク公の妨害をうけ、職務につくの選出後なお数年を要さねばならなかった。この間に、都市ヒルデスハイムが、領国の重要な構成要素に成長しているのが確認される。都市ヒルデスハイムの自律性は、のちに司教と公のフェーデの最中に、領国の平和を優先し、司教から離叛するという挙に出たことに遺憾なく発揮される。フェーデによって荒廃した領国を再建するという課題は、新司教ヨハンの肩に課せられた。彼は、領国財政が危機的状况にあるにもかかわらず、積極的な城郭獲得政策を遂行した。そのために、彼は、司教権を拘束する重大な要求を承認しなければならなかったものの、危機に瀕した領国を再組織し、その機能を回復することには一応成功した。

「Ⅵ ヒルデスハイム司教座聖堂参事会の人的構成」では、一三歳の司教の選出という異例の事態を教皇に上申するために作成された一二六〇年の「上申書」を手がかりに、このときの聖堂参事会全員の出が検討される。分析結果のみを摘記すると、ドームヘルの中に領邦所屬の者が極めてすくないということ、聖堂参事会も領国内の指導的諸力によって独占されていたわけではないということが判明する。まさに、このことが、ヒルデスハイムの場合には、いかなる家門も自らの利害のもとに参事会を従属させる可能性をもちえないという事態を生みだした。ヴェルフェン家出身の司教オットー(前出の一三歳の司教)が、その在位期間

を通じて家門の利害によって動かされることがすくなくかつたのも、こうした背景と無関係ではない。

以上が三篇の概要である。つぎに、評者の感じた問題点を一つ指摘したい。それは第Ⅰ巻の第Ⅶ論文と関連する。著者はそこで領国形成の一つの要件として権力の在地性をあげた。ヒルデスハイムの場合、司教や聖堂参事会員の出自に関する観察結果は、権力の在地性が希薄なことを示唆しているように思えた。また、ハインリヒのもとで出来た領国解体の危機は、この領国が依然として領主制的太公領の段階にあることを示しているであろうか。さもなければ、聖界諸侯領には在地性の欠如を補完しようとする必要が存在するのか。こういった問題に関するコメントがあれば、領国形成の比較史研究・類型化にいつそう有益な視座を開きえたように思われる。

「Ⅶ 領邦国家とレーン制」では、主として二つの研究業績に依拠しつつ、レーン制が領邦国家の確立のために果たした役割が問題とされる。結論的に言うと、レーン制の領邦国家に占める比重が低かったことが、レーン受封者の数、レーン受領者の軍役・租税の従属的な役割の考察を通じて検証される。それでは、レーン制はどのような局面でならば機能しえたのか。領邦内に「外国」封主の所領が存在した場合には、領邦君主は、「外国」封主と領邦貴族との直結関係を断ち切るために種々のレーン政策を遂行したことが指摘される。

評者は、オーストリア・バイエルン地方の個別研究の成果と比べ、ミュンスター司教領のそれは、聖界諸侯領においては、レーン制の比重がけっして低いとはいえないことを示唆しているよう

な印象を受けた。やはり、比較史・類型化の視座が必要なのではなからうか。

「Ⅷ 低地オーストリアのバンタイデインクについて——中世末期における村落集会の構成と運営——」では、ヴァイステューマーにもとづき、十四—十六世紀の村落法生活のあり方が問われる。まず、低地オーストリアの特徴として、村落が集会単位であることが指摘される。ここでも、大多数の村落は多領主型だったが、バンタイデインクは決してグルントヘルンシャフトの領民集会ではなく、つねにそれをこえた地域集会であったことが構成の分析から確認される。つぎに、バンタイデインクの三つの重要な活動——法判告、村内の争訟の処理、村役人の選挙——の手續きと内容が具体的に考察され、それは、ヘルンシャフト側または農民側の一方的利益を意図したものではなく、むしろ、そうした一方的利害をこえた一般的法益に奉仕するためのものであったと結論される。

「Ⅸ 中世末期オーストリアにおける領主制の諸問題」では、第Ⅷ論文で問題になったバンタイデインクの開催権をもつ地域領主が、領主制のいかなる類型（人格領主制、土地領主制、裁判領主制）に属するのか、その地域支配体制の性格と構造が論ぜられる。まず、トポグラフィーシュな分析より、土地領主の支配が分散構造を示すのに対して、地域領主の支配はつねに一定領域に一元的に発現したことが確認される。つぎに、ブルク所有と裁判領主権の関連、防衛制度と裁判制度の緊密な関係が指摘され、裁判領主権の基礎が呈示される。さらに、租税 *Hebener* の分析より、中世の租税が国家の租税高権からも説明しえず、土地領主の收取



する地代とも異なり、裁判領主によって主として定期定量の貨幣要求として収取された通常租税であることが確認される。

最後の二篇はドイツの地域史研究の状況を扱う。「X 地域史研究と歴史協会——十九世紀前半のドイツにおけるその社会史的考察——」では、この時期簇生を見た歴史協会の地域史研究史上に占める位置が考察される。いわば一國一協会の設立ラッシュの原因を、通説的な理解は解放戦争とロマンティックの結果とみなした。これに対して、著者は、個々の協会の設立概況、設立の諸動機、協会に集った地域史研究者・愛好者の社会的構成などの考察より、その多様性を強調する。そして、地域史研究史上に占めるこの時期固有の特徴として三つをあげる。①地域史研究と国家(「郷土」との結びつき) ②担い手は、大学教授などの専門的歴史家ではなく、国家の行政・司法官などユリスト↓法史的傾向の優位 ③活動の圧倒的重点は「救い、集めること」。そして、この時代の歴史協会の意義が③にあったことが指摘される。

## 評書

①の指摘はたしかに興味深い。しかし、それを一面的に強調することは問題の所在を不透明にしかねない。まさにこの時期、後世の歴史学に多大な影響を及ぼした巨匠たちの手によって、祖国・民族といった概念が有機的な結合体に仕上げられたのである。例えば、著者の指摘にもあるように、「ドイツ古史学協会」は明らかにドイツ的・民族的なものを志向していた。そして、その影響は、著者が第一論文で取りあげたO・ブルンナーやW・シュレジンガーにも認めることができる。十九世紀前半にこの動向をリードした巨匠たちの中で、例えばグリム兄弟はやはり「救い、集めること」に腐心した。彼らの「救い、集めること」と地域史愛

好家のそれとの間には、メンタリティーの面でなにかつながりはないのだろうか。

「XI ドイツにおける地域史の諸相」では、地域史研究の深化の過程が扱われる。まず、現在の研究世代がもつ地域史理解がF・プリンツに即して示され、プリンツがその直接的継承者を自認するところの第一世代(オパン、ケチュケ)、第二世代(ポーズル、シュレジンガー)の地域史理解が順次開示される。そして、現在の研究世代に特徴的な傾向を著者は二点に要約する。①古い地方史に対する拒絶的態度 ②歴史の全体認識の総合的方法としての地域史。そのために不可避な研究範囲の限定。地域なるものの研究目的から手段への変容。しかし、第一世代の地域史研究者にとって、郷土史(プリンツのいう古い地方史)と歴史の全体認識という課題は決して相矛盾するものではなかった。むしろ、彼らは、郷土史に独特な全体把握の志向(郷土のことならばすべてを観察と叙述の中にとり込もうとする傾向)の上に地域史研究を築くことを期待したのである。したがって、「新しい地域史」の歴史をプリンツの理解するような連続性の相だけでおおい切ることはいきない。そして、第二世代に属するポーズルは、これを地域史の「脱浪漫主義化、脱イデオロギー化」と端的に表現する。彼の発言を積極的に肯定するかどうか、新しい地域史に対する評価そのものを分けるポイントにもなることが指摘される。

味わい深い論稿である。地域史の高度化にともなう対象となる地域との一体感の喪失。しかし、われわれの歴史学には、これをポジティブに評価するか、ネガティブに評価するかの二者択一以外に道はないのであろうか。

以上でわれわれは本書の内容をふり返った。つぎに、全体を通読して評者もった感想を二つほど指摘しておきたい。第一は、本書の研究史上に占める意義についてである。近年盛んになりつつあるドイツの「歴史学科」の研究において、論者たちの間にはすでに一つの合意が出来あがりつつある。それは、一九六〇年代に歴史学科にとつての大きな地殻変動を認める点である。大学の新設ラッシュ、それにもなう講座の大幅な増加、さらに講座の再編といった要因が、十九世紀らしい根強かつた伝統的なソフト支配体制を弛緩させ、ソフットの拘束から比較的自由な歴史家が講座を担当することが可能になったと言われている。著者が、第一巻・第V論文の冒頭で、「七〇年以降の初期中世ドイツ史研究の充実ぶりには目を見張るものがある」(第一巻・一九三頁)と書くとき、それがこのような学科内部の変化とも連動していることはまちがいない。本書の意義は、このような新しい動向をも十分に吸収したわが国におけるおそらく初めての本格的な『西洋中世国制史の研究』であるという点に求められよう。したがって、今後この分野に関わる者にとって、本書が必携の書となることはまちがいない。さらに、旧東独の研究成果にも正当な配慮がなされている点もこころづけ加えておきたい。

評者は、本書を通底する問題意識を、国家なき時代の国家史をいかに記述すべきかという点に見た。したがって、本書は、国家の相のもとで中世を捉えようとした古典学說的国制史から見るならば、一種の解体作業と映るにすぎない。この解体作業が成功していると見るならば、今後われわれは中世を國家の相のもとに見ることに慎重たらしめるべきであらう。それと同時に、では、なにゆ

え国家なき時代に関する国家史が存立しえたのかを問うことも必要となろう。そして、それがほかならぬ中世史家の手でなされなければならぬことは言うまでもない。この点に関して、著者が第一巻・第V論文でその見解を高く評価したK・F・ヴェルナーは、民族 Volk についてつぎのような発言を行っている。彼は、フランスにおける国民 Nation の成立と対比させる形で、ドイツにおける民族の成立を、「それはまさしく十九世紀ドイツの革命であった。しかるに、この革命は街頭 StraBen の上ではなく、学者の部屋 Galerienstube で行われた」と述べる<sup>④</sup>。いさか挑発的にすぎるくらいはあるものの、ヴェルナーの言葉は、新しいドイツ中世史研究が何を考え、どこに進もうとしているのかを端的に語っている。そして、著者がかつて熱い思いを込めてその概念の吟味と取りくんだ「国制史」に関しても、すでにその歴史が語られ、O・ブルンナー(一八九八—一九八三)やW・シュレンツガー(一九〇八—八四)までが歴史上の人物として評価されはじめていることを最後に指摘しておきたい。

- ④ ヴェルナーは自説を辞典的な性格の強い書物の中でも展開している。*Geschichtliche Grundbegriffe* Bd. 7, Stuttgart 1992, S. 171-281. Art: Volk, Nation, Nationalismus, Masse, von Werner, Karl Ferdinand.
- ⑤ Schreiner, Klaus, Führertum, Rasse, Reich. Wissenschaft von der Geschichte nach nationalsozialistischen Machtergreifung, in: *Wissenschaft im Dritten Reich* (Hg. v. Lundgreen, Peter), Frankfurt am Main 1985, S. 208-211.
- ⑥ Weber, Wolfgang, *Priester der Klio. Historisch-sozialwissenschaftliche Studien zur Herrschaft und zur Geschichte der Geschichtswissenschaft 1890-1970*, Frankfurt am Main · Bern · New York

1984, S. 357f.

- ⑧ Werner, Karl Ferdinand, Der Streit um die Anfänge. Historische Mythen des 19./20. Jahrhunderts und der Weg zu unserer Geschichte, in: *Wem gehört die deutsche Geschichte?*, hg. v. Hildebrand, Klaus, Köln 1987, S. 23.

- ⑨ Graus, Prantisek, Verfassungsgeschichte des Mittelalters,

*Historische Zeitschrift* Bd. 243, 1986, S. 529-589.

『教養から國家へ』A5版 三九八頁 索引一二頁 一九九二年  
十一月 創文社 五九七四円。『國家をしく社会』A5版 四〇  
九頁 索引一三頁 一九九二年十一月 創文社 五九七四円)

(京都大学人文科学研究所助手)